

議会運営委員会

日 時 令和 2 年 6 月 16 日 (火) 午後 時 分～

場 所 全員協議会室

1 6月18日本会議の議事について

(1) 議事日程

第1 一般質問

(諸報告)

第2 報告第1号から報告第7号及び第1号議案から第4号議案

(質疑、付託)

(2) 諸報告 法人経営状況説明書類8件

(3) 質 疑 日程第2に係る質疑順序 ①_____ ②_____

(4) 付託先 別紙付託表のとおり

◎付託表は18日議場へ持参

2 陳情・要望について

(1) 「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定及び確実な施行に関する要望 《環境厚生常任委員会》

(2) 安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情 《総務文教常任委員会》 《産業建設常任委員会》

(3) 新型コロナウイルス感染時期における「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定などについて【別紙No.1】 《環境厚生常任委員会》

(4) 非核・平和施策に関する要望書 (写の配付のみ) 【別紙No.2】

3 議会基本条例の検証について

(1) 検討様式の提出 ※各会派で取りまとめ (締切: 6月26日)

(2) 検討実施の日時 ・ 月 日 () 時 分～ 　　　　・ 月 日 () 時 分～

【裏面に続く】

4 その他

(1) 意見書等提出期限 6月23日（火）委員会終了時

(2) 討論通告期限 25日（木）16:00

(3) 当面の会議予定

6月19日（金）10:00～ 総務文教常任委員会

22日（月）10:00～ 環境厚生常任委員会

23日（火）10:00～ 産業建設常任委員会

24日（水）（委員会予備日）

25日（木）14:00～ 幹事会、議会運営委員会（会派会議）

※幹事会、議運の事前調整は25日（木）13:00～

26日（金）[6月議会最終日]

10:00～ 本会議（追加議案提案、付託）

各委員会（議案審査）

各委員会（委員長報告確認）

（終了後）

議会運営委員会（会派会議）

本会議（採決等）

写

別紙 No.1

2020年6月8日

亀岡市議会議長様 令和2年6月8日受理
要望書（捺印）（様文）

件名：新型コロナウィルス感染時期における「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定などについて

要旨：亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例は可決されましたが、新型コロナウィルス感染が地球規模での緊急課題になっている時期において、適切なことであったのか検証し、その内容を見直し、報告するよう執行部に申し入れをお願いします。
同条例については市議会として慎重な再審査をお願いします。

要因

1 新型コロナウィルス対策が地球規模の課題になったのは、少なくとも本年1月でした。そのような状況にもかかわらず、亀岡市がプラスチック製レジ袋提供禁止を目的とした条例を提案したこと自体が時代認識に欠けると思います。プラスチック袋は、新型コロナウィルス対策には重要な資材であることは、現実に生じている事態です。新型コロナウィルスに関する廃棄物から身を守るためにもプラスチック袋は必要です。

2 国の制度化と不整合なまま施行したならば、無効となる部分がある条例です（生分解性プラスチックの扱いは方向性としては逆です。）。また、定義が不明確の箇所や、規則委任が必要な箇所にその定めがありません。有効な条例でしょうか。

3 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の目的条項では、使い捨てプラスチックごみゼロの実現が書かれていますが、条例事項とするだけの実現可能性はあるのでしょうか。農薬、注射器、タイヤくず、人工芝、釣り具、亀岡市ゴミ袋、ポートくずなどはプラスチックごみとならないでしょうか。

4 海洋プラスチック汚染は重要な問題ですが、発生源を確認することが大切です。マイクロプラスチックの汚染の比率が高いです。農薬、人工芝、タイヤなどを指摘する調査結果も出ています。大部分の発生源を抑える条例となっていると議論されたのでしょうか。

5 保津峡の環境汚染は、この条例では止められません。流域の3分の1しか亀岡市域が占めていないことのほか、ポイ捨て条例の改正だけでなく、抜本的な不法投棄対策、態勢なしでは進みません。

保津川の環境問題を指摘する団体や学者もあるようですが、流水を無償で使用し、事業などを営むならば、自らが資源としている保津川を、せめて1週間に1回ほど清掃してはどうか議論されてはどうでしょうか。

また、船もかつてのように木製に改善したり、ごみ回収などにはプラスチックを使わないようにされてはいかがでしょうか。

6 エコバック使用の促進とポイント制の説明のため、市環境担当職員が飲食店を訪問したが、訪問すること自体の問題を認識していないようでは、職員教育に不足を感じます。新型コロナウィルス対策の緊急性と重要性とを鑑み職員教育の充実や、体勢強化を執行部に申し入れ願います。

7 条例の執行体制はどうなっているのでしょうか。立入調査、指導、助言などはかなりの事務量が想定されます。対象者が市民以外など場合は、現場で対応しないと何もできません。関係行政機関などと調整されているのでしょうか。執行体制ができていないと条例を制定したことだけで終わります。この方が亀岡の恥になります。

要望者

亀岡市篠町馬堀池の下27-5

松尾 寛治

写

令和2年6月10日受理(郵送)

別紙 No.2

亀岡市 市議会議長 様

2020年6月9日

原水爆禁止国民平和大行進

京都実行委員会代表

委進平
實和
行

2020年原水爆禁止国民平和大行進に際してのご協力のお願い

日頃からの住民の平和と安全を守るためのとりくみに心から敬意を表します。

広島、長崎への原爆投下から75年を迎えました。今年も5月6日東京から広島に向かうコースをはじめ、北海道から沖縄まですべての都道府県を網羅し、被爆地広島と長崎に向かう2020年原水爆禁止国民平和大行進にとりくみます。

但し、今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、例年のような多数の人々が集った行進は取りやめ、宣伝カーの運行や街頭等での宣伝行動に止めて住民の皆様にアピールすることにいたしました。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

今年は2020年・被爆75年にあたり、核兵器禁止条約の早期発効に向けた努力が一層強められる中でのとりくみとなります。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の願いをかなえるために、被爆国日本から核兵器禁止・廃絶の声と行動を広げていきます。

核兵器全面禁止・廃絶という共通の願いにたって、貴自治体・議会におきましても例年にもましてのご支持・ご賛同のご協力をお願ひいたします。

< 記 >

1. 貴自治体において、平和行進の出発（終結）集会に短時間、庁舎（支所等含む）玄関前などの使用について各地域の平和行進実行委員会からお願いする場合、ご了承ください。
2. 貴自治体（首長、議長）の平和行進への激励のご挨拶、メッセージにご協力下さい。
3. 別紙「非核・平和施策に関する要望書の各要望事項についてご検討下さい。
4. 被爆者が訴える核兵器禁止・廃絶を求める「ヒバクシャ国際署名」（別紙）の普及に賛同・ご協力下さい。この署名は、毎年秋の国連総会と、2020年のNPT（核不拡散条約）再検討会議（2021年に延期）に提出します。職員の皆さんにも協力をよびかけて下さい。尚、「ヒバクシャ国際署名」は今年度9月をもって集約日としています。
5. その他のことについて、各地域の平和行進実行委員会より要望が寄せられた場合、ご協力下さい。

2020年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内

原水爆禁止京都協議会 気付 Tel: 075-811-3203 FAX: 075-811-3213

亀岡市 市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、例年のような多数の人々が集った行進は取りやめ、宣伝カーの運行や街頭での宣伝行動に止めて地域の皆様にアピールすることにいたしました。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

広島・長崎の被爆から75年を迎えました。2017年7月、広島・長崎の被爆者や市民の声を力に核兵器禁止条約が国連で採択され、「核兵器のない世界」に向かた歴史の一歩を踏み出しました。これまでに81カ国が調印し37カ国が批准しています。いま、世界の三分の2を超える国々や市民社会が核兵器禁止条約を支持し、条約の早期発効へと行動を強めています。

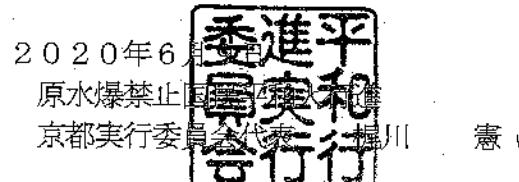
私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和施策の推進のために次の事項について要望いたします。

< 記 >

1. いま核兵器禁止条約の早期発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書を提出して下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - (2) 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - (4) 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いを超えて世界と日本国内に広がっています。日本国内ではこれまでに20人の府県知事と約1229人の市区町村長が賛同され、京都でも京都府知事、京都市長をはじめ12人の首長が署名されています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協

力を訴えて下さい。

4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。



2020年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203 FAX：075-811-321